



エキスパンダの認定基準及び基準確認方法

(公開用)

エキスパンダ専門部会委員名簿

	氏名	所属
(部会長)	北原 三郎	専修大学
	薦口 嘉孝	通商産業省工業品検査所商品テスト部安全監督課
	佐野 精吾	東京都立工業技術センター
	佐藤 昭治	有限会社福島発条製作所
	渋谷 義郎	京葉発條株式会社
	高瀬 和夫	通商産業省生活産業局文化用品課
	富田 映子	消費科学連合会
	野崎 紀	通商産業省産業政策局消費経済課
	平田 孝	法政大学
	松岡 寿人	財団法人日本文化用品安全試験所
	森井 宗実	社団法人日本スポーツ用品工業会
	山田 春雄	美津濃株式会社株式会社
	山本 和夫	株式会社伊勢丹
	吉岡 修治	株式会社エバニユー
	蕨岡 達慈	通商産業省工業技術院標準部繊維化学規格課
	下河辺 孝	製品安全協会
(事務局)	製品安全協会	〒106 東京都港区六本木 3 丁目 17 番 7 号 電話(03) 582-6231~5

エキスパンダの認定基準及び基準確認方法

1. 基準の目的

この基準は、エキスパンダの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、一般消費者が基礎体力の増強に使用する鋼線材をコイル状にし、スプリングの弾性を利用した、ハンドルが鉄鋼製のエキスパンダ(以下「エキスパンダ」という。)について適用する。

3. 形式分類

エキスパンダの形式は、次のとおりとする。

- (1) A形:スプリング内にひもが取り付けられているもの。
- (2) B形:スプリング内にひもが取り付けられていないもの。

4. 安全性品質

エキスパンダの安全性品質は次の通りとする。

項目	認定基準	基準確認方法
1. 構造及び外観	<p>1. エキスパンダの構造及び外観は次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で手指等に傷害を与えるようなはり、まくれ等がないこと。</p> <p>(2) 外部に現われるポルト、ナット、リベット等の先端は著しく突出していないこと。</p> <p>(3) スプリングは、ハンドルから取り外しができ、かつハンドルに確実に装着できる構造であること。</p> <p>(4) 鉄素地にあっては、防せい処理が施されており、メッキ又は塗装を施した面には素地の露出、はがれ、さび及び著しいむらがないこと。</p>	

項目	認定基準	基準確認方法
2. 強度	<p data-bbox="352 210 839 286">2. エキспанダの強度は次のとおりとする。</p> <p data-bbox="352 344 855 604">(1) A形にあつては、ひもを最長の長さまで引張った状態で、さらにひも〇本につき〇kgの荷重を加えたとき、各部に外れ、切断等がなく、かつスプリングの永久伸びが10mm以下であること。</p> <p data-bbox="352 887 855 1008">(2) A型にあつては、ひも〇本に、〇の荷重を加えたとき、著しい伸び、破断等がないこと。</p> <p data-bbox="352 1339 855 1550">(3) B形にあつては、両グリップ間の内側の長さを〇まで引張ったとき、各部に外れ、切断等がなく、かつスプリングの永久伸びが〇以下であること。</p>	

項目	認定基準	基準確認方法
1. 構造及び外観	(4) ナスカンは○の荷重を加えたとき、破損及び使用上支障のある変形がないこと。	

項目	認定基準	基準確認方法
	<p>(5) ハンドルをグリップの軸方向に○で引張ったとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。ただし、グリップに○のトルクをかけたとき、回転しないものであって、○のトルクをかけたとき、回転するものにあっては、グリップを往復○回繰り返して回転させた後、ハンドルをグリップの軸方向に 80 kg の力で引っ張ること。</p>	

項目	認定基準	基準確認方法
<p>3. 耐久性</p>	<p>3. エキスパンダの耐久性は次のとおりとする。</p> <p>(1) グリップの右端を固定し、他の一方のグリップの左端を鉛直方向に○まで連続○回繰り返し引張り、さらに左右を入れかえ、同様な方法により連続○回繰り返し引張ったとき、各部の外れ、グリップの割れ、切断等がないこと。</p>	

項目	認定基準	基準確認方法
	<p>(2) グリップを水平に固定し、他の一方のグリップを鉛直方向に○まで連続○回繰り返し引張ったとき、各部の外れ、グリップの割れ、切断等がないこと。</p>	

5. 表示及び取扱説明書

エキスパンダの表示及び取扱説明書は次の通りとする。

項目	認定基準	基準確認方法
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 申請者(製造業者、輸入業者等)の名称またはその略号。</p> <p>(2) 製造年月もしくは輸入年月またはその略号。</p>	<p>1.</p> <p>(1) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(2) 目視及び触感により確認すること。</p>
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には次に示す趣旨の取扱い上の意事項を明示した取扱説明書を添付する。なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。</p> <p>(1) 組立ての要領及びトレーニング方法</p> <p>(2) 部品の一部が取り外されているエキスパンダは、その組立ての要領及び注意</p> <p>(3) 使用上の注意</p> <p>(a) 使用前には:スプリングとグリップ部が確実に装着されていることを確認すること。</p> <p>(b) ハンドルの1孔には 2本以上のスプリングを装着しないこと。</p> <p>(c) 体力に応じた連数を選び、スプリングの本数を減らして使用するときにはバランスよく取り外すこと。</p> <p>(d) グリップの一端を柱等に取り付けたり、足指等で押さえたりせず、必ず1人で両手に正しく握り使用すること。なお衣類を着用して使用すること。</p>	<p>2. 専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであるか確認すること。</p>

項目	認定基準	基準確認方法
	<p>(e) 頭の上及び背面では使用しないこと。</p> <p>(f) A形にあつては、ひもの長さ内で使用すること。</p> <p>(g) グリップからハンドルを外さないこと。</p> <p>(4) 使用后及び保管方法についての注意</p> <p>(a) 幼児の手の届かないところに置くこと。</p> <p>(b) 使用後は必ず空ぶきをすること。</p>	